

広島県告示第八百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年十一月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原東城線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	新	旧			
庄原市東城町東城字五品嶽五番一地从先から 庄原市東城町川西字新丁二九四番一地从先まで		新	旧	七一・〇〇 一〇・〇〇 七・〇〇	二二〇・〇〇	ダブルウェ イ解除 不用物件延 長二五・ 〇〇メート ル
庄原市東城町川西字新丁二九四番一地从先から 庄原市東城町川西字霞ヶ岡四四六番六地从先まで		新	旧	九・〇〇 四・〇〇 四五・〇〇	一一〇・〇〇	ダブルウェ イ解除 不用物件延 長八五・〇 〇メート ル